

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づく
取り組みについて（見える化）

社会福祉法人 桃蹊会
障害者支援施設 霧島青葉園

1. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況
算定する加算の区分
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（区分なし）

2. 職場環境等要件の内容

分類	内容
資質の向上	<ul style="list-style-type: none">・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">・新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入・福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
その他	<ul style="list-style-type: none">・職員の増員による業務負担の軽減